

神戸工科高校生徒指導上の注意 改定版

令和4年度まで	令和5年度より適用
<p>1. 服装や履物について</p> <p>(1)授業、実習、体育など学校での生活が安全に行える服装にすること。 「禁止事項」</p> <p>①ランニングシャツ（肩が丸出しのもの）。</p> <p>②半ズボン、ニッカポッカ（足首の見えるズボン）。</p> <p>③ハイヒール、サンダル、スリッパ、クロックス、地下足袋、かかとのない靴での登校は認めていない（やむをえず、仕事に必要な服装や履物で登校した場合は、教室で決められたものに更衣すること。実習はズボンで行うこと）。</p> <p>2. ピアス・指輪・ネックレス・サングラスなど装飾品について</p> <p>(1)校内での着用は認めない（不慮の事故を防ぎ、校内生活を安全に送るため）。</p> <p>(2)マニキュア、付け爪等については禁止。ただし、爪を保護する場合に限り、無色透明のものは認める。タトゥー、入れ墨も禁止。</p> <p>3. 頭髪について</p> <p>(1)学生としてふさわしい髪型とすること。</p> <p>(2)髪の毛の染髪、脱色などの加工はすべて禁止です。</p> <p>4. 携帯電話・スマートフォン等について</p> <p>(1)授業中の使用は認めない。電源を切るか、マナーモードにすること（バイブ機能も切っておくこと）。</p> <p>①授業中、携帯電話を使用するのは、授業妨害に当たります。</p>	<p>1. 服装や履物について</p> <p>(1)授業、実習、体育など学校での生活が安全に行える服装にすること。 ・各授業で指定された服装があればそれに従う。 例)・実習時の服装、体育授業時の服装など</p> <p>2. ピアス・指輪・ネックレス・サングラスなど装飾品について</p> <p>(1)校内での生活、各授業で外すように指示があれば従う。 例)・室内での帽子やサングラス（事情のある場合は除く） ・体育や実習で危険が伴うために指示された場合</p> <p>(2)タトゥー、入れ墨は就職や学校での集団生活に影響を及ぼす可能性が大きいので禁止。</p> <p>3. 頭髪について</p> <p>(1)髪の毛の染髪、脱色は禁止。</p> <p>4. 携帯電話・スマートフォン等について</p> <p>(1)授業中の使用は認めない。電源を切るか、マナーモードにすること（バイブ機能も切っておくこと）。</p> <p>①授業中、携帯電話を使用するのは、授業妨害に当たります。 ※注意を受けて携帯電話を預けない場合は、特別指導の対象となる。</p> <p>②定期考査・検定試験中の使用は、不正行為にあたり特別指導の対象となる。</p> <p>③学校のコンセントでの充電は認めない。</p> <p>(2)保護者から本人への連絡が必要な時は、学校に電話して下さい。</p> <p>☎ (078) 272-9955・9910</p>

※注意を受けて、携帯電話を預けない場合は、指導不服従となり、特別指導の対象となる。

②定期考査・検定試験中の使用は、不正行為にあたり特別指導の対象となる。

③教室での充電は認めない(無断電気使用になる)。

④休み時間の使用は節度を持って使用すること(休憩時間は、5分です)。

(2)保護者から本人への連絡が必要な時は、学校に電話して下さい。

☎ (078) 272-9955・9910

5. 携帯電話・スマートフォンの被害について

(1)青少年を狙った悪質なメールやサイトが世の中には氾濫しています。被害にあわないためにも不要なアクセスは避けるようにすること。SNSなどに、学校名、写真、個人情報などを一切載せないように注意すること(自分だけではなく友人の情報も漏えいすることがある)。

※悪質な書き込み、誹謗・中傷・なりすましメール等を行った場合は、いじめ問題ともなり警察のサイバーパトロールなどと連携をとり発覚すれば、特別指導の対象となることもある。

6. 化粧について

(1)華美なものについては、指導の対象になる(男・女共に同じ扱いです)。

※授業に支障をきたす場合(授業中の化粧や化粧をしていて授業に遅れるなど)は、校則違反とする。これらも特別指導の対象となることもある。

7. 登校について

5. 携帯電話・スマートフォンの被害について

(1)青少年を狙った悪質なメールやサイトが世の中には氾濫しています。被害にあわないためにも不要なアクセスは避けるようにすること。SNSなどに、学校名、写真、個人情報などを一切載せないように注意すること(自分だけではなく友人の情報も漏えいすることがある)。

※悪質な書き込み、誹謗・中傷・なりすましメール等を行った場合は、いじめ問題ともなり警察のサイバーパトロールなどと連携をとり発覚すれば、特別指導の対象となることもある。

6. 登校について

(1)午後5時30分に教室にいないと遅刻となる(それ以後は、入室許可書が必要)。

(2)必ず北門を利用し、名票に所定の印を押すこと(出校簿に○出の印を押す)。

(3)無断で校外へ出ることは禁止(エスケープにもなる)。

(4)4校時終了後のショートホームルーム(S.T)や清掃活動が終われば帰宅できる。

(5)公共交通機関の遅延により遅れた場合は、学年の先生に申し出ること。

(6)午後3時30分以降の登校を心がける。(全日制とのトラブル防止のため。)

7. 遅刻・早退・欠席について

(1)事前に事由を学校に連絡すること(仕方がない場合には、事後に速やかに連絡すること)。

(2)遅刻した場合は、職員室の入り口で入室届に記入し、学年の先生の印をもらい、教室に行ってその時間の教科の先生に渡すこと。

(3)授業中、トイレに行く時は、教科担当に申し出ること。

(4)授業開始から20分(短縮授業のときは、15分)を越えて、授業場所(教室・実習場・体育館など)に来た場合は欠席扱いとなる。

(5)早退する場合は、職員室で早退届に記入し、学年の先生の印をもらい守衛室に提出後、帰宅すること。なお、家に着いたら学年の先生に連絡すること。

(6)遅刻・早退が3回で1時間の欠課となる。

- (1)5時30分に教室にいないと遅刻となる(それ以後は、入室許可書が必要)。
- (2)必ず北門を利用し、名票に所定の印を押すこと(出校簿に○出の印を押す)。
- (3)無断で校外へ出ること禁止(エスケープにもなる)。
- (4)4校時終了後のショートホームルーム(S.T)や清掃活動が終われば帰宅できる。
- (5)公共交通機関の遅延により遅れた場合は、学年教諭に申し出ること。
- (6)15時30分以降の登校を心がける。(全日制とのトラブル防止のため。)

8. 遅刻・早退・欠席について

- (1)事前に事由を学校に連絡すること(仕方がない場合には、事後に速やかに連絡すること)。
- (2)遅刻した場合は、職員室の入り口で入室届に記入し、学年の先生の印をもらい、教室に行ってその時間の教科の先生に渡すこと。
- (3)授業中、トイレに行く時は、教科担当に申し出ること。
- (4)授業開始から20分(短縮授業のときは、15分)を越えて、授業場所(教室・実習場・体育館など)に来た場合は欠席扱いとなる。
- (5)早退する場合は、職員室で早退届に記入し、学年の先生の印をもらい守衛室に提出後、帰宅すること。なお、家に着いたら学年教諭に連絡すること。
- (6)遅刻・早退が3回で1時間の欠課となる。

9. 2時間目以降の遅刻

- (1)本校は移動教室も多いので、遅刻にならないように速やかに授業場所へ移動すること(各校時間の休み時間は、5分と短いので気を付けること)。

10. エスケープについて

- (1)授業やショートホームルーム(S.T)、行事などを無断で抜けたり下校した場合、また、中抜けの場合(各校時間)は、エスケープとして特別指導の対象となる。
※無断で授業場所から離れないこと。

8. 2時間目以降の遅刻

- (1)本校は移動教室も多いので、遅刻にならないように速やかに授業場所へ移動すること(各校時間の休み時間は、5分と短いので気を付けること)。

9. エスケープについて

- (1)授業やショートホームルーム(S.T)、行事などを無断で抜けたり下校した場合、また、中抜けの場合(各校時間)は、エスケープとして特別指導の対象となる。

※無断で授業場所から離れないこと。

10. 各公共交通機関の遅延について

- (1)各公共交通機関の駅や公共交通機関のホームページなどで、明らかに電車等の遅延が認められた場合、該当する日に関しては出席または遅刻扱いとする。

11. 保健室の利用について

- (1)保健室にいても出席扱いにならない(遅刻または早退扱いとなる。平常時間割りの時は、20分、短縮時間割りの時は、15分を超えると欠課となる)。
- (2)授業中の保健室利用は、教科担当の先生の許可を得ること。教室に戻るときは、保健室利用届を養護教諭から受け取り、その授業の先生に渡すこと。

12. インフルエンザ・その他感染症対策について

- (1)うがい、手洗い、検温、マスクの着用等をしっかり行うこと。
※尚、検査の為の欠席は、出停扱いとなるので、必ず担任に連絡すること。
連絡がない場合は、出停扱いとはならない。

1 1. 各公共交通機関の遅延について

(1)各公共交通機関の駅や公共交通機関のホームページなどで、明らかに電車等の遅延が認められた場合、該当する日に関しては出席または遅刻扱いとする。

1 2. 保健室の利用について

(1)保健室にいても出席扱いにならない(遅刻または早退扱いとなる。平常時間割りの時は、20分、短縮時間割りの時は、15分を超えると欠課となる)。

(2)授業中の保健室利用は、教科担当の先生の許可を得ること。教室に戻るときは、保健室利用届を養護教諭から受け取り、その授業の先生に渡すこと(急なケガ、病気以外は、始業前・授業終了後に利用すること)。

(3)特に具合の悪い場合を除き、ベッドは使用しない(1時間以上使用する場合は、早退を養護教諭から勧められることもある)。

1 3. インフルエンザ・その他感染症対策について

(1)うがい、手洗い、検温、マスクの着用等をしっかり行うこと。

※尚、検査の為の欠席は、出停扱いとなるので、必ず担任に連絡すること。

連絡がない場合は、出停扱いとはならない。

1 3. 授業中の態度について

(1)授業を大切にす。

①いい加減な態度(平気で居眠りをしたり、携帯電話をさわったり、漫画などを読んだり、騒がしくするなど)では進級できない。

②教科担当に注意や指導をされ、素直に従わない場合や、繰り返して行う生徒は、指導不服従や授業妨害として特別指導の対象となる。

1 5. 持ち物について

(1)盗難防止の観点から、原則として貴重品は持ってこない。

1 3. 授業中の態度について

(1)授業を大切にす。

①いい加減な態度(平気で居眠りをしたり、携帯電話をさわったり、漫画などを読んだり、騒がしくするなど)では進級できない。

②教科担当に注意や指導をされ、素直に従わない場合や、繰り返して行う生徒は、特別指導の対象となる。

1 4. 持ち物について

(1)盗難防止の観点から、原則として貴重品は持ってこない。

事情があり持参した場合は、職員室で教頭先生または、担任・学年の先生に預けること。移動教室の場合は、必ず身に付けること。高価な靴などもなくなるないように自分で管理すること(原則は、自己管理・自己責任です)。

(2)危険なものや学習に不要なものは、持ってこないこと。

また、友人間の金銭等の貸し借りは、厳禁です(トラブルの元です)。

1 5. 運転免許について

(1)法定年齢になり、各自が必要と判断するなら運転免許の取得は可能とする。

①ただし、法令を遵守し、マナーを守ること。

②通学で使用することは厳禁とする。判明した場合は特別指導の対象となる。

1 6. 部活動について

(1)顧問や指導者のもとで、活動すること。

(2)完全下校を守る(練習終了後、学校周辺で集まったりしない)。

(3)活動時間について、制約がある期間もある(顧問教諭に訊ねて下さい)。

事情があり持参した場合は、職員室で教頭先生または、担任・学年教諭に預けること。移動教室の場合は、必ず身に付けること。高価な靴などもなくならないように自分で管理すること（原則は、自己管理・自己責任です）。

(2)危険なものや学習に不要なものは、持ってこないこと。

また、友人間の金銭等の貸し借りは、厳禁です(トラブルの元です)。

16. 自動車免許・単車免許について

(1)生徒の在校期間中、自動車や単車（原付も含む）の免許取得は認めない。

（学校に届けず免許を取得した場合、特別指導の対象とする。また無免許運転を行った者も同様とする）。

①例外として、当該生徒の勤務上（アルバイト等）必要な場合は、勤務先の責任者および保護者の申し出により、学級担任、学年主任、指導部が確認し、申請理由が妥当と判断されたとき、免許取得に関する様式1・2を提出した者に学校長は取得許可を与えることができる。ただし、学校長より許可を得て免許を持っている者が、誓約違反をした場合は、特別指導の対象とする。

②職種として、デリバリー・宅配サービス系の仕事には、生徒の「命を守る観点」から免許取得の許可を出すことは出来ない。

③4年生の普通自動車免許取得については、卒業年度の1月以降であれば免許取得様式1を指導部に提出し学校長の許可を得た者は免許取得を認める。12月以前については、就職内定を取得するにあたり必要な場合や内定企業からの依頼または、必要性に応じて免許取得に関する様式3を記入の上、指導部に提出した後、検討をし学校長の許可を得た者について取得を認める。

(2)遊びや通学に使うことは、絶対認めない。

※詳細は、指導部に要相談すること。

17. 部活動について

(1)顧問や指導者のもとで、活動すること。

17. 自転車通学について

(1)自転車通学は許可している。

①整備不良、あるいは道路交通法に違反する自転車は使用禁止。特に、夜間に運転するので無灯火にならないようにする。交通事故が多発しているので十分に気をつけること(自転車側が多額の賠償を支払う事例もある)。

②夜間の無灯火や、一旦停止無視、飛び出しに注意すること。

③自転車販売店等にて各自で、任意保険に必ず加入すること（義務）。

18. 食堂の利用について（通常の午後5時30分 始業時）

(1)午後5時20分：食品販売時間終了。

(2)午後5時25分：食堂利用時間終了。

(3)午後5時30分以降の利用は認めない。

(4)利用マナーを守って食堂利用すること。セルフサービス遵守(整理整頓・清潔厳守)。食堂備品や紙コップは、食堂から持ち出さないこと。

原則として、パンやおにぎりや牛乳は食堂で食べてしまうこと（ゴミ防止）。

ただし、教室で飲食する場合は、休み時間内にすませること（立ち食いや授業中の飲食は禁止する）。

(5)ゴミが散乱したり、利用方法が著しく悪い場合は、教室への持ち込みを禁止することがある。ごみは、仕分けをして、必ず専用のごみ箱に入れること。リサイクルされますので協力して下さい。

19. 飲酒・喫煙について

(1)20歳以上の生徒についても敷地内完全禁煙です。(駅周辺の通学路についても禁煙とし、電子タバコも禁止)。

(2)タバコ・喫煙具（ライターなど）所持、及び喫煙同席も、特別指導の対象です。

※20歳未満の飲酒・喫煙は法的にも禁止事項です。

- (2)完全下校を守ること（練習終了後、学校周辺で集まったりしない）。
- (3)活動時間について、制約がある期間もある（顧問教諭に訊ねて下さい）。

18. 自転車通学について

- (1)自転車通学は許可している。
- ①整備不良、あるいは道路交通法に違反する自転車は使用禁止。特に、夜間に運転するので無灯火にならないようにする。交通事故が多発しているので十分に気をつけること（自転車側が多額の賠償を支払う事例もある）。
- ②夜間の無灯火や、一旦停止無視、飛び出しに注意すること。
- ③自転車販売店等にて各自で、任意保険に必ず加入すること（義務）。

19. 食堂の利用について（通常の5時30分 始業時）

- (1)5時20分：食品販売時間終了。
 - (2)5時25分：食堂利用時間終了。
 - (3)5時30分以降の利用は認めない。
 - (4)利用マナーを守って食堂利用すること。セルフサービス遵守(整理整頓・清潔厳守)。食堂備品や紙コップは、食堂から持ち出さないこと。
- 原則として、パンやおにぎりや牛乳は食堂で食べてしまうこと（ごみ防止）。ただし、教室で飲食する場合は、休み時間内にすませること（立ち食いや授業中の飲食は禁止する）。
- (5)ゴミが散乱したり、利用方法が著しく悪い場合は、教室への持ち込みを禁止することがある。ごみは、仕分けをして、特にペットボトルは、必ず専用のごみ箱に入れること。リサイクルされますので協力して下さい。

20. 飲酒・喫煙について

- (1)20歳以上の生徒についても敷地内完全禁煙です。（駅周辺の通学路についても禁煙とし、電子タバコも禁止）。
- (2)タバコ・喫煙具（ライターなど）所持、及び喫煙同席も、特別指導の対象です。

20. 薬物乱用防止について

- (1)違法薬物への関与（所持、使用、購入、販売、譲渡、譲受など）は厳禁です。また、睡眠導入剤等、医薬品を目的以外で使用することも薬物乱用になり、厳禁です。（使用・所持した場合は特別指導になる。）
- ※薬物に関与すると逮捕という事にもなり、また、自分自身の身体も傷め、人生が台無しになります。

21. 登下校の注意

- (1)近年、登下校時において、青少年が陰湿な行為で被害にあうことが増えている。危険なことに巻き込まれないためにも、身だしなみを整え、用心して行動するようにすること。
- (2)下校時間が夜間になるので、寄り道等しないで素早く帰宅すること。また、近隣の方々に迷惑をかけないこと。近隣の方々の通報等もあります。

22. マナーについて

- (1)登校時校門や授業前後などでの挨拶をしっかりとすること。
 - (2)職員室の出入りの際は、「失礼します」「失礼しました」と声を掛けること。
 - (3)トイレの使い方、公共物を大切にすること。
 - (4)教室、廊下を走らないこと。
 - (5)校舎内での遊びごとは、禁止です。
 - (6)教室・廊下・階段等にゴミやガムなどを絶対に捨てないこと。
- ※教室を含む学校全体をきれいに保ち、学校の設備、備品を大切に扱うこと。
- (7)「こんにちは」「こんばんは」「さようなら」など誰にでも気持ち良く挨拶ができるように各学年・教科・部活動などを通じて指導します（努力してください）。

※未成年の飲酒・喫煙は法的にも禁止事項です。在学中は、居酒屋や飲酒を伴う店の出入りは禁止です。当然、特別指導の対象です。

2 1. 薬物乱用防止について

(1)シンナーや大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用は法的にも禁止事項です。また、睡眠導入剤等、医薬品を目的以外で使用することは、厳禁です。(使用・所持した場合は特別指導になる。)

※最悪、逮捕という事にもなり、また、自分自身の身体も傷めます。

2 2. 登下校の注意

(1)近年、登下校時において、青少年が陰湿な行為で被害にあうことが増えている。危険なことに巻き込まれないためにも、身だしなみを整え、用心して行動するようにすること。

(2)下校時間が夜間になるので、寄り道等しないで素早く帰宅すること。また、近隣の方々に迷惑をかけないこと。近隣の方々の通報等もあります。

2 3. マナーについて

(1)登校時校門や授業前後などでの挨拶をしっかりとすること。

(2)職員室の出入りの際は、「失礼します」「失礼しました」と声を掛けること。

(3)トイレの使い方、公共物を大切にすること。

(4)教室、廊下を走らないこと。

(5)校舎内での遊びごとは、禁止です。

(6)教室・廊下・階段等にゴミやガムなどを絶対に捨てないこと。

※教室を含む学校全体をきれいに保ち、学校の設備、備品を大切に扱うこと。

(7)「こんにちは」「こんばんは」「さようなら」など誰にでも気持ち良く挨拶ができるように各学年・教科・部活動などを通じて指導します(努力してください)。

2 3. エレベーターの利用について

(1)ケガや身体的理由などの特別な事情がない限り、学校の許可なく使用できません。(階段を利用すること)。

※特別な事情があるときは、担任を通して指導部に許可を受けること。また、いたずらにエレベーターのボタンを押したり、利用に関しての決まりを守れない場合は、厳しい指導があります。

2 4. バスや電車の乗車時や公共の場におけるマナー

(1)携帯電話は、マナーモードにしておくか、電源を切ること。

(2)優先座席の使用の制限や体の不自由な人へ席を譲ったり、手助けをすること。

(3)道をふさいだり、騒いだりしないこと。また、店先や駅前で長時間集まらないこと(たまり行為は禁止)。

(4)学校近隣のマンションや敷地内、駐車場や駐輪場などへの立ち入りや通り抜けは、不必要な誤解を招くので、行わないこと。

※その他 困ったことがあった場合は、学校に相談してください。

以上の文章に記載されていない事項であっても、著しく秩序を乱したり迷惑をかけるなど、神戸工科生としてふさわしくない行動については、指導部が会議を開き、特別指導の判断をする場合がある。

◎特別指導とは、反社会的行為や学校秩序を乱したり迷惑をかける等、神戸工科生としてふさわしくない行動について、本人が反省をして本校のルール・マナーを厳守することが約束できる者に対して行う神戸工科高校の指導規定である。

24. エレベーターの利用について

(1)ケガや身体的理由などの特別な事情がない限り、学校の許可なく使用できません。(階段を利用すること)。

※特別な事情があるときは、担任を通して指導部に許可を受けること。また、いたずらにエレベーターのボタンを押したり、利用に関しての決まりを守れない場合は、厳しい指導があります。

25. バスや電車の乗車時や公共の場におけるマナー

(1)携帯電話は、マナーモードにしておくか、電源を切ること。

(2)肩にかけるかばんなどは、腰より下に下げること。

※周りの乗客に迷惑をかけないようにすること。

(3)優先座席の使用の制限や体の不自由な人へ席を譲ったり、手助けをすること。

(4)道をふさいだり、騒いだりしないこと。また、店先や駅前で長時間集まらないこと(たまり行為は禁止)。

(5)学校近隣のマンションや敷地内、駐車場や駐輪場などへの立ち入りや通り抜けは、不必要な誤解を招くので、行わないこと。

※その他 困ったことがあった場合は、学校に相談してください。

以上の文章に記載されていない事項であっても、著しく秩序を乱したり迷惑をかけるなど、神戸工科生としてふさわしくない行動については、指導部が会議を開き、特別指導の判断をする場合がある。

◎特別指導とは、反社会的行為や学校秩序を乱したり迷惑をかける等、神戸工科生としてふさわしくない行動について、本人が反省をして本校のルール・マナーを厳守することが約束できる者に対して行う工科高校の懲戒規定である。

(7) 神戸市立神戸工科高等学校 生徒指導上の注意

1. 服装や履物について

(1)授業、実習、体育など学校での生活が安全に行える服装にすること。

- ・各授業で指定された服装があればそれに従う。

例) 実習時の服装、体育授業時の服装など

2. ピアス・指輪・ネックレス・サングラスなど装飾品について

(1)校内での生活、各授業で外すように指示があれば従う。

例) ・室内での帽子やサングラス (事情のある場合は除く)

- ・体育や実習で危険が伴うために指示された場合

(2)タトゥー、入れ墨は就職や学校での集団生活に影響を及ぼす可能性が大きいので禁止。

3. 頭髪について

(1)髪の毛の染色、脱色は禁止。

4. 携帯電話・スマートフォン等について

(1)授業中の使用は認めない。電源を切るか、マナーモードにすること (バイブ機能も切っておくこと)。

①授業中、携帯電話を使用するのは、授業妨害に当たります。

※注意を受けて携帯電話を預けない場合は、特別指導の対象となる。

②定期考査・検定試験中の使用は、不正行為にあたり特別指導の対象となる。

③教室のコンセントでの充電は認めない。

(2)保護者から本人への連絡が必要な時は、学校に電話して下さい。

☎ (078) 272-9955・9910

5. 携帯電話・スマートフォンの被害について

(1)青少年を狙った悪質なメールやサイトが世の中には氾濫しています。被害にあわないためにも不要なアクセスは避けるようにすること。SNS などに、学校名、写真、個人情報などを一切載せないように注意すること(自分だけではなく友人の情報も漏えいすることがある)。

※悪質な書き込み、誹謗・中傷・なりすましメール等を行った場合は、いじめ問題ともなり警察のサイバーパトロールなどと連携をとり発覚すれば、特別指導の対象となることもある。

6. 登校について

(1)午後 5 時 30 分に教室にいないと遅刻となる(それ以後は、入室許可書が必要)。

(2)必ず北門を利用し、名票に所定の印を押すこと(出校簿に㊦の印を押す)。遅刻した場合は、守衛室前の出校簿に㊧の印を押す。

(3)無断で校外へ出ることは禁止(エスケープにもなる)。

(4)4 校時終了後のショートホームルーム(S.T)や清掃活動が終われば帰宅できる。

(5)公共交通機関の遅延により遅れた場合は、学年の先生に申し出ること。

(6)午後 3 時 30 分以降の登校を心がける。(全日制とのトラブル防止のため。)

7. 遅刻・早退・欠席について

- (1)事前に事由を学校に連絡すること（仕方がない場合には、事後に速やかに連絡すること）。
- (2)遅刻した場合は、職員室の入り口で入室届に記入し、学年の先生の印をもらい、教室に行ってその時間の教科の先生に渡すこと。
- (3)授業中、トイレに行く時は、教科担当に申し出ること。
- (4)授業開始から20分（短縮授業のときは、15分）を越えて、授業場所（教室・実習場・体育館など）に来た場合は欠席扱いとなる。
- (5)早退する場合は、職員室で早退届に記入し、学年の先生の印をもらい守衛室に提出後、帰宅すること。
なお、家に着いたら学年の先生に連絡すること。

8. 2時間目以降の遅刻

- (1)本校は移動教室も多いので、遅刻にならないように速やかに授業場所へ移動すること（各校時間の休み時間は、5分と短いので気を付けること）。

9. エスケープについて

- (1)授業やショートホームルーム(S.T)、行事などを無断で抜けたり下校した場合、また、中抜けの場合（各校時間）は、エスケープとして特別指導の対象となる。
※無断で授業場所から離れないこと。

10. 各公共交通機関の遅延について

- (1)各公共交通機関の駅や公共交通機関のホームページなどで、明らかに電車等の遅延が認められた場合、該当する日に関しては出席または遅刻扱いとする。

11. 保健室の利用について

- (1)保健室にいても出席扱いにならない（遅刻または早退扱いとなる。平常時間割の時は、20分、短縮時間割の時は、15分を超えると欠課となる）。
- (2)授業中の保健室利用は、教科担当の先生の許可を得ること。教室に戻るときは、保健室利用届を養護教諭から受け取り、その授業の先生に渡すこと。

12. インフルエンザ・その他感染症対策について

- (1)うがい、手洗い、検温、マスクの着用等をしっかり行うこと。
※尚、検査の為の欠席は、出停扱いとなるので、必ず担任に連絡すること。
連絡がない場合は、出停扱いとはならない。

13. 授業中の態度について

- (1)授業を大切にすること。
 - ①いい加減な態度（平気で居眠りをしたり、携帯電話をさわったり、漫画などを読んだり、騒がしくしたりするなど）では進級できない。
 - ②教科担当に注意や指導をされ、素直に従わない場合や、繰り返して行う生徒は、特別指導の対象となる。

14. 持ち物について

(1)盗難防止の観点から、原則として貴重品は持ってこない。

事情があり持参した場合は、職員室で教頭先生または、担任・学年の先生に預けること。移動教室の場合は、必ず身に付けること。高価な靴などもなくならないように自分で管理すること（原則は、自己管理・自己責任です）。

(2)危険なものや学習に不要なものは、持ってこないこと。

また、友人間の金銭等の貸し借りは、厳禁です（トラブルの元です）。

15. 運転免許について

(1)法定年齢になり、各自が必要と判断するなら運転免許の取得は可能とする。

①ただし、法令を遵守し、マナーを守ること。

②通学で使用することは厳禁とする。判明した場合は特別指導の対象となる。

16. 部活動について

(1)顧問や指導者のもとで、活動すること。

(2)完全下校を守る（練習終了後、学校周辺で集まったりしない）。

(3)活動時間について、制約がある期間もある（顧問教諭に訊ねて下さい）。

17. 自転車通学について

(1)自転車通学は許可している。

①整備不良、あるいは道路交通法に違反する自転車は使用禁止。特に、夜間に運転するので無灯火にならないようにする。交通事故が多発しているので十分に気をつけること（自転車側が多額の賠償を支払う事例もある）。

②夜間の無灯火や、一旦停止無視、飛び出しに注意すること。

③自転車販売店等にて各自で、任意保険に必ず加入すること（義務）。

18. 食堂の利用について（通常の午後5時30分 始業時）

(1)午後5時20分：食品販売時間終了。

(2)午後5時25分：食堂利用時間終了。

(3)午後5時30分以降の利用は認めない。

(4)利用マナーを守って食堂利用すること。セルフサービス遵守（整理整頓・清潔厳守）。食堂備品や紙コップは、食堂から持ち出さないこと。

原則として、パンやおにぎりや牛乳は食堂で食べてしまうこと（ごみ防止）。

ただし、教室で飲食する場合は、休み時間内にすませること（立ち食いや授業中の飲食は禁止する）。

(5)ゴミが散乱したり、利用方法が著しく悪い場合は、教室への持ち込みを禁止することがある。ごみは、仕分けをして、必ず専用のごみ箱に入れること。リサイクルされますので協力して下さい。

19. 飲酒・喫煙について

(1)20歳以上の生徒についても敷地内完全禁煙です。（駅周辺の通学路についても禁煙とし、電子タバコも禁止）。

(2)タバコ・喫煙具（ライターなど）所持、及び喫煙同席も、特別指導の対象です。

※20歳未満の飲酒・喫煙は法的にも禁止事項です。

20. 薬物乱用防止について

(1)違法薬物への関与（所持、使用、購入、販売、譲渡、譲受など）は厳禁。また、睡眠導入剤等、医薬品を目的以外で使用することも薬物乱用になり、厳禁。（使用・所持した場合は特別指導になる。）

※薬物に関与すると逮捕という事にもなり、また、自分自身の身体も傷め、人生が台無しになります。

21. 登下校の注意

(1)近年、登下校時において、青少年が陰湿な行為で被害にあうことが増えている。危険なことに巻き込まれないためにも、身だしなみを整え、用心して行動するようにすること。

(2)下校時間が夜間になるので、寄り道等しないで素早く帰宅すること。また、近隣の方々に迷惑をかけること。近隣の方々の通報等もあります。

22. マナーについて

(1)登校時校門や授業前後などでの挨拶をしっかりとすること。

(2)職員室の出入りの際は、「失礼します」「失礼しました」と声を掛けること。

(3)トイレの使い方に気をつけ、公共物を大切にすること。

(4)教室、廊下を走らないこと。

(5)校舎内での遊びごとは、禁止です。

(6)教室・廊下・階段等にゴミやガムなどを絶対に捨てないこと。

※教室を含む学校全体をきれいに保ち、学校の設備、備品を大切に扱うこと。

(7)「こんにちは」「こんばんは」「さようなら」など誰にでも気持ち良く挨拶ができるように各学年・教科・部活動などを通じて指導します（努力してください）。

23. エレベーターの利用について

(1)ケガや身体的理由などの特別な事情がない限り、学校の許可なく使用できません。（階段を利用すること）。

※特別な事情があるときは、担任を通して指導部に許可を受けること。また、いたずらにエレベーターのボタンを押したり、利用に関する決まりを守れない場合は、厳しい指導があります。

24. バスや電車の乗車時や公共の場におけるマナー

(1)携帯電話は、マナーモードにしておくか、電源を切ること。

(2)優先座席の使用の制限や体の不自由な人へ席を譲ったり、手助けをしたりすること。

(3)道をふさいだり、騒いだりしないこと。また、店先や駅前で長時間集まらないこと（たまり行為は禁止）。

(4)学校近隣のマンションや敷地内、駐車場や駐輪場などへの立ち入りや通り抜けは、不必要な誤解を招くので、行わないこと。

※その他 困ったことがあった場合は、学校に相談してください。

以上の文章に記載されていない事項であっても、著しく秩序を乱したり迷惑をかけたりするなど、神戸工科生としてふさわしくない行動については、指導部が会議を開き、特別指導の判断をする場合がある。

◎特別指導とは、反社会的行為や学校秩序を乱したり迷惑をかけたりする等、神戸工科生としてふさわしくない行動について、本人が反省をして本校のルール・マナーを厳守することが約束できる場合に行う神戸工科高校の指導規定である。

(8) 育友会・同窓会について

神戸市立の工業学校は、昭和13年松野実業学校創立以来現在に至ります。

その間分離・統合や学科の再編等がなされ、校名、学科名が変更されつつも時代に沿った工業教育を進めて参りました。(H.16年 御影工業高校定時制、長田工業高校が統合) 神戸工科高校では、技術が急速に進歩し、多様化する現代社会の中にあって、伝統技法(職人技)を生かしつつ基礎基本から先端技術に至る工業教育の展開をはかり、生徒のニーズに配慮した学校としてスタートいたしました。

つきましては、学校全般にわたり生徒達の活動を支援あるいは振興するため、下記の会を設立しております。入会などについてご不明な点があれば本校までお問い合わせください。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【 育 友 会 】

目 的 家庭と学校の緊密な協力によって、生徒の健全な成長をはかる。

活 動 学校教育、家庭教育、社会教育についての理解を深め教育環境をよくする。
地域社会との連携を深める。

会員相互の研修を深め親睦をはかる、等

会 員 神戸工科高校保護者・教職員をもって構成する。

会 費 入会金 1,500 円 年会費 1,200 円

入会金及び本年度の年会費は入学手続き時に諸会費と同時に納入いただきます。次年度以降は学校徴収金と同じ金融機関から同時に振替を学校で行います。

【 同 窓 会 】

目 的 本会は会員相互の親睦を図り、母校ならびに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

活 動 会員との連絡をとり、本会の発展向上につとめる。

母校の隆盛と充実に協力する。

会員名簿の発行・管理および会報の発行。その他目的を達成するため、幹事会で必要と認められた事業。

会 員 北神商業学校夜間部、神戸市立松野実業学校第二本科、神戸市立第二機械工業高校、神戸市立第二工業学校、神戸市立第二北神商業学校、神戸市立湊高等学校、神戸市立北兵庫高等学校、神戸市立大和田工業高等学校、神戸市立産業高等学校、神戸市立長田工業高等学校、神戸市立神戸工科高等学校の卒業生および在学者をもって組織する。

会 費 同窓会入会金 3,000 円

本会の経費は入会金、寄付金およびその他の収入によってこれに充てる。